

10805P-00

2024

年度版

13年連続

TAC出版の
社労士書籍は

売上No.1

よくわかる
社労士

合格するための

過去10年

年
本試験問題集

4 国年・厚年

TAC社会保険労務士講座・編著

合格テキストに完全準拠!



科目別

項目別

過去問10年分で
知識を完璧に!

1肢ごとにわかりやすい解説つきで知識が深まる!

TAC出版
TAC PUBLISHING group

しかも!
速習に
便利な



こたえシート
かくす つき!

最新の
改正情報は Web で 順次 公開!

はじめに

社労士試験は10科目と出題範囲も広く、また内容もかなり細かくなってきています。その結果、多くの受験生が学習の的を絞れずに困惑しているのが現状ではないでしょうか。ところが、過去10年間の試験問題を子細に分析・検討してみると、各科目とも、内容の類似した、極端な場合には全く同じ問題がくり返し出題されていることがわかります。したがって過去の出題傾向をしっかりと把握しておけば、ムダのない的を絞った学習が可能となるわけです。

以上のことを踏まえ本書は、過去10年間の本試験問題を、科目ごとに項目別に「一問一答形式」にまとめました。ここ最近の択一式試験では、「組合せ問題」や正解の個数を選ばせる「個数問題」も出題されていますが、一問一答形式で学習を進めていけば、どのような出題方式にも対応しうる力をつけることができます。また、選択式問題では、本試験の出題形式のまま載せてありますので、実践的な演習が行えます。

さらに、本書の解説においては、過去問を「解く」だけでなく、あわせて確認しておきたい「ポイント」や「プラスα」の知識も充実させました。また、同シリーズの『合格テキスト』と併用していただくと、より学習効果が高まります。

以上のような特徴をもった本書を学習することにより、「社労士本試験において何が求められているか」を明確につかむことができ、自信をもって本試験に臨むことができるはずです。

受験生の皆さんが本書を利用され、限られた学習時間を少しでも有効に活用されて、所期の志を達成されることを心よりお祈りいたします。

2023年9月

**TAC社会保険労務士講座
教材制作チーム一同**

本書は、2023年9月15日現在において公布され、かつ、2024年本試験実施要綱が発表されるまで施行されることが確定しているものに基づいて作成しております。

なお、2023年9月16日以降に法改正のあるもの、また法改正はなされているが、施行規則等で未だ細目について定められていないものについては、2024年2月上旬より、小社ホームページにて「法改正情報」を順次公開いたします。

TAC出版書籍販売サイト「サイバーブックストア」

<https://bookstore.tac-school.co.jp>

本書の構成と効果的な活用法

本書の構成要素

令和5年度の本試験問題を各項目の冒頭に掲載し、最新の本試験傾向が把握しやすい構成となっています。
その他は年度に関係なく、同シリーズの『合格テキスト』にあわせて順に掲載しています。

【問題のレベル表示の見方】

✳️キホンマーク

✳️マークのある問題は、テキストを一読した直後に取り組みやすいキホン問題です。いきなり10年分は、ハードルが高いと感じる方は、まずはこのマークがある問題から進めていきましょう。

🔍難問マーク

この問題は、最初は解けなくても不安になる必要はありません。解説をみて、最終的に解けるようになることを目標に進めていきましょう。

1 労働条件の原則、労働基準法の適用

問題1

105-4E

労働基準法第10条にいう「使用者」は、企業内で比較的地位の高い者として一律に決まるものであるから、同法第9条にいう「労働者」に該当する者が、同時に同法第10条にいう「使用者」に該当することはない。

問題8

105-4E

法人に雇われ、その従業員の家庭において、その家族の指揮命令の下で家事一般に従事している者については、法人に使用される労働者であり労働基準法が適用される。

問題6

109-5F

労働基準法第5条に定める強制労働の禁止に違反した使用者は、「1年以上10年以下の懲役又は20万円以上300万円以下の罰金」に処せられるが、これは労働基準法で最も重い刑罰を規定している。

問題7

122-10

強制労働を禁止する労働基準法第5条の構成要件に該当する行為が、同時に刑法の暴行罪、脅迫罪又は監禁罪の構成要件にも該当する場があるが、労働基準法第5条違反と暴行罪等とは、法条競合の関係（取組関係）にあると解される。

問題8

106-1B

労働基準法第6条は、業として他人の就業に介入して利益を得ることを禁止しており、その規制対象は、使用者であるか否かを問わないが、処罰対象は、業として利益を得た法人又は当該法人のために実際の介入行為を行った行為者たる従業員に限定される。

【出題年度と問題番号の見方】

全問、出題年度と問題番号つきです。年度マークの見方は次のとおりです。

H30-1A 平成30年の択一式、問1のA肢で出題

H30-選 平成30年の選択式で出題

※出題年度・問題番号に「改」と表示している問題は、法改正等により、一部改題が入っているものです。

なお、出題年度によって、年度マークを太字と細字で分けて表示しています。令和5年～平成29年の直近7年分は太字で強調(例H30-1A)。さらにさかのぼった8～10年前の問題(平成28～26年)は細字(例H26-3D)となっています。

※労働保険の保険料の徴収等に関する法律については、労働者災害補償保険法の間8～10、雇用保険法の間8～10に分けて出題されることから、以下のように表示しています。

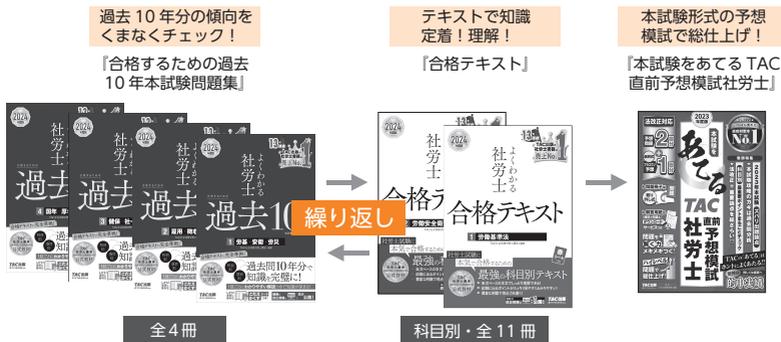
H30-災8A 平成30年の択一式、労働者災害補償保険法、問8のA肢で出題

H30-雇8A 平成30年の択一式、雇用保険法、問8のA肢で出題

よくわかる社労士シリーズの活用法

「よくわかる社労士」シリーズは、社労士試験の完全合格を実現するための、実践的シリーズです。過去10年分の本試験傾向を網羅的につかめる『合格するための過去10年本試験問題集』と、条文ベースの本文で確実に理解することができる『合格テキスト』を中心としたシリーズ構成で、常に変化していく試験傾向にも柔軟に対応できる力を身につけていくことができます。

学習の流れ



社会保険労務士試験の概要

試験概要・実施スケジュール

受験案内配布	4月中旬～
受験申込受付期間	4月中旬～5月下旬(令和5年は4月17日～5月31日) ※インターネット申込み、または郵送申込み
試験日程	8月下旬(令和5年は8月27日)
合格発表	10月上旬(令和5年は10月4日)
受験料	15,000円

主な受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学、短期大学、専門職大学、専門職短期大学若しくは高等専門学校(5年制)を卒業した者(専攻の学部学科は問わない)

行政書士となる資格を有する者

※詳細は「全国社会保険労務士会連合会試験センター」のホームページにてご確認ください。

試験形式

選択式	8問出題(40点満点〈1問あたり空欄が5つ〉) 解答時間は80分 文章中の5つの空欄に、選択肢の中から正解番号を選び、マークシートに記入します。
択一式	70問出題(70点満点) 解答時間は210分 5つの選択肢の中から、正解肢をマークシートに記入します。

合格基準

合格基準について、年度により多少の前後がありますが、例年総得点の7割程度となります。それぞれの試験における総得点の基準と、各科目ごとの基準との両方をクリアする必要があります。

参考 令和4年度本試験の合格基準

選択式：総得点27点以上、各科目3点以上

択一式：総得点44点以上、各科目4点以上

試験科目

科目名	選択式	択一式
労働基準法	2科目	7問
労働安全衛生法	混合問題で1問	3問
労働者災害補償保険法	1問	7問
雇用保険法	1問	7問
労働保険の保険料の徴収等に関する法律	なし	6問
労務管理その他の労働に関する一般常識	1問	10問
社会保険に関する一般常識	1問	
健康保険法	1問	10問
厚生年金保険法	1問	10問
国民年金法	1問	10問

過去5年間の受験者数・合格者数の推移

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
受験申込者数	49,582人	49,570人	49,250人	50,433人	52,251人
受験者数	38,427人	38,428人	34,845人	37,306人	40,633人
合格者数	2,413人	2,525人	2,237人	2,937人	2,134人
合格率	6.3%	6.6%	6.4%	7.9%	5.3%

詳細の受験資格や受験申込み及びお問合せは
「全国社会保険労務士会連合会試験センター」へ
<https://www.sharosi-siken.or.jp>

● CONTENTS ●

○はじめに／iii ○本書の構成と効果的な活用法／iv

○よくわかる社労士シリーズの活用法／vi ○社会保険労務士試験の概要／vi

1 国年(国民年金法)

1	目的、権限の委任等	4
2	定義	8
3	被保険者の種類	12
4	資格の得喪	20
5	期間計算等	26
6	届出	30
7	国民年金原簿等	40
8	国庫負担	42
9	基礎年金拠出金	46
10	保険料	48
11	保険料の免除	56
12	追納	66
13	滞納に対する措置	70
14	給付の種類及び裁定	72
15	老齢基礎年金－支給要件等	74
16	保険料納付済期間及び保険料免除期間	76
17	合算対象期間	76
18	老齢基礎年金－年金額	78
19	老齢基礎年金－支給の繰上げ・繰下げ	92
20	老齢基礎年金－失権等	98
21	障害基礎年金－支給要件等	100
22	障害基礎年金－併合認定	108
23	障害基礎年金－年金額	112
24	障害基礎年金－支給停止及び失権	114
25	遺族基礎年金－支給要件等	120
26	遺族基礎年金－年金額	126
27	遺族基礎年金－支給停止及び失権	130
28	付加年金	136
29	寡婦年金	140
30	死亡一時金	144

31	脱退一時金	152
32	年金額の改定	156
33	支給期間・未支給年金・受給権の保護等	158
34	内払処理・充当処理	166
35	併給調整	168
36	給付制限等	172
37	国民年金事業の運営改善に関する規定	174
38	国民年金基金－基金の業務・設立等	176
39	国民年金基金－管理・解散、合併及び分割	178
40	国民年金基金－加入員・費用の負担・給付の水準	180
41	国民年金基金連合会	184
42	不服申立て	186
43	時効等	188
44	雑則・罰則	190
★	選択式	194

2 厚年(厚生年金保険法)

1	目的、権限の委任等	218
2	適用事業所	220
3	当然被保険者等	226
4	任意単独被保険者	234
5	高齢任意加入被保険者	236
6	資格の得喪の確認・期間計算等	240
7	届出等	244
8	訂正の請求等	258
9	標準報酬－定義	262
10	標準報酬月額	262
11	標準報酬月額の決定・改定	264
12	養育期間中の標準報酬月額の特例	268
13	標準賞与額	272
14	保険料	272
15	本来の老齢厚生年金－支給要件等及び失権	282
16	本来の老齢厚生年金－年金額	282
17	65歳以後の在職老齢年金(高在老)	298
18	本来の老齢厚生年金－支給の繰下げ・繰上げ	302
19	特別支給の老齢厚生年金－支給要件及び失権	308

20	特別支給の老齢厚生年金－支給開始年齢	312
21	特別支給の老齢厚生年金－年金額	316
22	65歳未満の在職老齢年金(低在老)	316
23	失業等給付との調整	318
24	繰上げ支給の老齢基礎年金との調整	324
25	障害厚生年金－支給要件等	324
26	障害厚生年金－併合認定	328
27	障害厚生年金－年金額	332
28	障害厚生年金－支給停止及び失権	340
29	障害手当金	342
30	遺族厚生年金－支給要件等	346
31	遺族厚生年金－年金額	354
32	遺族厚生年金－支給停止等	362
33	遺族厚生年金－失権	368
34	脱退一時金及び脱退手当金等	374
35	厚生年金保険事業の財政	378
36	支給期間等	380
37	併給調整	386
38	給付制限等	388
39	合意分割の請求等	392
40	合意分割の効果	396
41	3号分割の請求	398
42	不服申立て	404
43	時効等	406
44	雑則・罰則	408
★	選択式	410

○過去問検索索引 / 430

1 国年 (国民年金法)

国民年金法

凡 例

法	→国民年金法
法附則	→国民年金法附則
(60) 法附則	→昭和60年改正法附則
(6) 法附則	→平成6年改正法附則
(12) 法附則	→平成12年改正法附則
(16) 法附則	→平成16年改正法附則
(23) 法附則	→平成23年改正法附則
(24) 法附則	→平成24年改正法附則
(25) 法附則	→平成25年改正法附則
(26) 法附則	→平成26年改正法附則
令	→国民年金法施行令
措置令	→国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令
整備政令	→公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令
改定率改定令	→国民年金法による改定率の改定等に関する政令
則	→国民年金法施行規則
厚年法	→厚生年金保険法

国年：目次

1	目的、権限の委任等	4
2	定義	8
3	被保険者の種類	12
4	資格の得喪	20
5	期間計算等	26
6	届出	30
7	国民年金原簿等	40
8	国庫負担	42
9	基礎年金拠出金	46

10	保険料	48
11	保険料の免除	56
12	追納	66
13	滞納に対する措置	70
14	給付の種類及び裁定	72
15	老齢基礎年金—支給要件等	74
16	保険料納付済期間及び保険料免除期間	76
17	合算対象期間	76
18	老齢基礎年金—年金額	78
19	老齢基礎年金—支給の繰上げ・繰下げ	92
20	老齢基礎年金—失権等	98
21	障害基礎年金—支給要件等	100
22	障害基礎年金—併合認定	108
23	障害基礎年金—年金額	112
24	障害基礎年金—支給停止及び失権	114
25	遺族基礎年金—支給要件等	120
26	遺族基礎年金—年金額	126
27	遺族基礎年金—支給停止及び失権	130
28	付加年金	136
29	寡婦年金	140
30	死亡一時金	144
31	脱退一時金	152
32	年金額の改定	156
33	支給期間・未支給年金・受給権の保護等	158
34	内払処理・充当処理	166
35	併給調整	168
36	給付制限等	172
37	国民年金事業の運営改善に関する規定	174
38	国民年金基金—基金の業務・設立等	176
39	国民年金基金—管理・解散、合併及び分割	178
40	国民年金基金—加入員・費用の負担・給付の水準	180
41	国民年金基金連合会	184
42	不服申立て	186
43	時効等	188
44	雑則・罰則	190
★	選択式	194

国年：択一式出題ランキング

- 1位 老齢基礎年金—年金額(34問)
- 2位 保険料(30問)
- 3位 届出(28問)

1 目的、権限の委任等

過去問

問題 1 国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な保険給付を行うものとされ、国民年金法に基づくすべての給付は保険原理により行われる。

H26-7A



問題 2 国民年金事業の事務の一部は、政令の定めるところにより、法律によって組織された共済組合、国家公務員共済組合連合会、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会又は私立学校教職員共済法の規定により私立学校教職員共済制度を管掌することとされた日本私立学校振興・共済事業団に行わせることができる。

H30-3E



問題 3 任意加入の申出の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、当該申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、日本年金機構が行うものとされていて、市町村長がこれを行うことはできない。

H28-4A

問題 4 死亡一時金の給付を受ける権利の裁定の請求の受理及び当該請求に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長(特別区の区長を含む。)が行う。また当該請求を行うべき市町村(特別区を含む。以下本問において同じ。)は、当該請求者の住所地の市町村である。

R3-6C

問題 5 日本国籍を有し、日本国内に住所を有しない国民年金の任意加入被保険者に係る諸手続の事務は、国内に居住する親族等の協力者がいる場合は、協力者が本人に代わって行うこととされており、その手続きは、本人の日本国内における最後の住所地を管轄する年金事務所又は市町村長(特別区の区長を含む。)に対して行うこととされている。なお、本人は日本国内に住所を有したことがあるものとする。

H29-10E

解答 1 × 法2条、法30条の4、法85条1項、法94条の2,1項、2項。国民年金は、国民の老齢、障害又は死亡に関して必要な給付を行うものとされている。国民年金法の給付には、無拠出制の20歳前傷病による障害基礎年金があり、また、法所定の国庫負担や厚生年金保険の実施者たる政府及び実施機関たる共済組合等による基礎年金拠出金の納付や負担が行われているため、すべての給付が保険原理により行われているわけではない。

解答 2 ○ 法3条2項。設問の通り正しい。

解答 3 × 法3条3項、法109条の4,1項1号、令1条の2。設問の申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長が行うこととされている。

解答 4 ○ 令1条の2,3号へ、則62条。設問の通り正しい。

解答 5 ○ 令2条1項、平成21.12.28厚労告528号、平成19.6.29庁保険発第0629002号。設問の通り正しい。

問題 6

R4-4E

被保険者又は被保険者であった者からの国民年金原簿の訂正請求の受理に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に行わせるものとされている。

問題 7

R2-87

難

被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うことを希望する旨の申出があった場合におけるその申出の受理及びその申出の承認の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。

問題 8

R2-7A

日本年金機構は、あらかじめ厚生労働大臣の認可を受けなければ、保険料の納付受託者に対する報告徴収及び立入検査の権限に係る事務を行うことができない。

問題 9

R2-81改

難

被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、出産予定日に関する書類、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は職員をして被保険者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、厚生労働大臣が自ら行うこともできる。

問題10

R2-8ウ

難

受給権者に対して、その者の身分関係、障害の状態その他受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に係る事項に関する書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又は職員をしてこれらの事項に関し受給権者に質問させることができる権限に係る事務は、日本年金機構に委任されており、厚生労働大臣が自ら行うことはできない。

問題11

R3-5B

被保険者又は被保険者であった者が、国民年金法その他の政令で定める法令の規定に基づいて行われるべき事務の処理が行われなかったことにより付加保険料を納付する者となる申出をすることができなくなったとして、厚生労働大臣にその旨の申出をしようとするときは、申出書を市町村長(特別区の区長を含む。)に提出しなければならない。

解答6 ○ 法109条の4,1項4号。設問の通り正しい。

解答7 ○ 法92条の2、法109条の4,1項17号。設問の通り正しい。

解答8 ○ 法109条の8,1項。設問の通り正しい。

解答9 ○ 法106条1項、法109条の4,1項28号。設問の通り正しい。

解答10 × 法107条1項、法109条の4,1項29号。設問の権限に係る事務は、厚生労働大臣が自ら行うことができる。

解答11 × 法附則9条の4の7,1項、令14条の14。設問の申出書は、「日本年金機構」に提出しなければならない。

問題12 日本年金機構が滞納処分等を行う場合は、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、日本年金機構が定め、厚生労働大臣の認可を受けた滞納処分等実施規程に従って、徴収職員に行わせなければならない。

問題13 厚生労働大臣から滞納処分等その他の処分の権限を委任された財務大臣は、その委任された権限を国税庁長官に委任し、国税庁長官はその権限の全部を納付義務者の住所地を管轄する税務署長に委任する。

問題14 国民年金法第10章「国民年金基金及び国民年金基金連合会」に規定する厚生労働大臣の権限のうち国民年金基金に係るものは、厚生労働省令の定めるところにより、その一部を地方厚生局長に委任することができ、当該地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

2 定義

最新問題

問題 1 保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料について、保険料4分の1免除の規定が適用されている者は、免除されないその残余の4分の3の部分(額)が納付又は徴収された場合、当該納付又は徴収された期間は、保険料納付済期間となる。

解答12 ○ 法109条の7,1項、法109条の6,1項。設問の通り正しい。滞納処分(国税滞納処分の例による処分)等に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されているが、日本年金機構が滞納処分等を行う場合には、あらかじめ、厚生労働大臣の認可を受けるとともに、滞納処分等実施規程に従い、徴収職員に行わせなければならない。この滞納処分等実施規程は、日本年金機構が定め、厚生労働大臣の認可を受けなければならないこととされている。

解答13 × 法109条の5,5項～7項。財務大臣から設問の権限を委任された国税庁長官は、当該委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する「国税局長」に委任することができ、国税局長は、当該委任された権限の全部又は一部を納付義務者の居住地を管轄する税務署長に委任できるとされている。

解答14 ○ 法142条の2。設問の通り正しい。

解答1 × 法5条1項、6項。保険料4分の1免除の規定によりその4分の1の額につき納付することを要しないものとされた保険料について、その残余の額(4分の3の部分)が納付又は徴収されたものは、保険料納付済期間とはされず、「保険料4分の1免除期間」とされる。

過去問

問題 1

H28-7D

保険料を納付することが著しく困難である場合として天災その他の厚生労働省令で定める事由がある被保険者からの申請に基づいて、厚生労働大臣は、その指定する期間に係る保険料につき、すでに納付されたものを除き、その一部の額を納付することを要しないものとするができるが、当該保険料につきその残余の額が納付されたものに係る被保険者期間(追納はされていないものとする。)は、保険料納付済期間とされない。

問題 2

H28-7E

第1号被保険者が保険料を滞納し、滞納処分により徴収された金額が保険料に充当された場合、当該充当された期間は、保険料納付済期間とされる。なお、充当された期間は、保険料の一部の額を納付することを要しないものとされた期間ではないものとする。

問題 3

R3-6E

保険料の一部免除の規定によりその一部の額につき納付することを要しないものとされた保険料につき、その残余の額が納付又は徴収された期間、例えば半額免除の規定が適用され免除されない残りの部分(半額)の額が納付又は徴収された期間は、保険料納付済期間ではなく保険料半額免除期間となる。

問題 4

H28-1オ



国民年金法第5条第3項に規定される保険料全額免除期間には、学生納付特例の規定により保険料を納付することを要しないとされた期間(追納された保険料に係る期間を除く。)は含まれない。

問題 5

R2-5B



保険料全額免除期間とは、第1号被保険者としての被保険者期間であって、法定免除、申請全額免除、産前産後期間の保険料免除、学生納付特例又は納付猶予の規定による保険料を免除された期間(追納した期間を除く。)を合算した期間である。

2024年度版 よくわかる社労士
合格するための過去10年本試験問題集4 国年・厚年

発行日 2023年10月13日

初版発行

編著者 TAC株式会社 (社会保険労務士講座)

発行者 多田敏男

発行所 TAC株式会社 出版事業部 (TAC出版)

〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話 (営業) 03-5276-9492

FAX 03-5276-9674

<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2023

管理コード 10805P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製(コピー)、転載、改ざん、公衆送信(ホームページなどに掲載すること(送信可能化)を含む)されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。